

医師支援推進室規則の一部を改正する規則・規程をここに公布する。

令和6年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也
岩手県医療局長 小 原 重 幸

岩 手 県 規 則 第 1 号
岩手県医療局管理規程

医師支援推進室規則の一部を改正する規則・規程

医師支援推進室規則（平成18年 岩 手 県 規 則 第 1 号）の一部を次のように改正する。
岩手県医療局管理規程

改正前	改正後
	<p><u>(総括企画指導監)</u></p> <p>第7条 医師支援推進室には、必要に応じて、総括企画指導監を置くものとする。</p> <p>2 総括企画指導監は、上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行うとともに、室の高度な知見を必要とする重要事項についての調査、企画及び立案に参画する。</p> <p><u>(企画指導監)</u></p> <p>第8条 医師支援推進室には、必要に応じて、企画指導監を置くものとする。</p> <p>2 企画指導監は、上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行うとともに、室の高度な知見を必要とする特定事項についての調査、企画及び立案に参画する。</p>
<p>(医師支援推進担当課長)</p> <p>第7条 [略]</p>	<p>(医師支援推進担当課長)</p> <p>第9条 [略]</p> <p><u>(専門幹)</u></p> <p>第10条 医師支援推進室には、必要に応じて、専門幹を置くものとする。</p> <p>2 専門幹は、上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行い、室の特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。</p>
<p>(主任主査)</p> <p>第8条 医師支援推進室には、必要に応じて、主任主査を置くものとする。</p> <p>2 主任主査は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、室の特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。</p>	<p>(主任主査及び主任主査行政専門員)</p> <p>第11条 医師支援推進室には、必要に応じて、主任主査及び主任主査行政専門員を置くものとする。</p> <p>2 主任主査及び主任主査行政専門員は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、室の特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。</p>
<p>(主査)</p> <p>第9条 医師支援推進室に主査を置く。</p> <p>2 主査は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、室の</p>	<p>(主査及び主査行政専門員)</p> <p>第12条 医師支援推進室には、必要に応じて、主査及び主査行政専門員を置くものとする。</p> <p>2 主査及び主査行政専門員は、上司の命を受け、部下の職員</p>

特定事務を処理する。

(主査行政専門員)

第10条 医師支援推進室には、必要に応じて、主査行政専門員を置くものとする。

2 主査行政専門員は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、室の特定事務を処理する。

(主任及び主任行政専門員)

第11条 [略]

(副主幹及び技術副主幹)

第12条 医師支援推進室には、必要に応じて、副主幹又は技術副主幹を置くものとする。

2 [略]

3 技術副主幹は、上司の命を受け、室の技術に関する特定事項についての調査、企画及び立案に参画する。

(主事及び行政専門員)

第13条 [略]

(代決)

第14条 [略]

(専決)

第15条 医師支援推進室の分掌事務について、保健福祉部長、室長、医師支援推進監及び医師支援推進担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

室長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) 医師支援推進監の休暇その他の服務に関すること。

(4) 医師支援推進監の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。

(5) 医師支援推進監の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(6) 医師支援推進監の宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること(知事の権限に属する事務に限る。)

(7)・(8) [略]

[略]

を指揮監督し、室の特定事務を処理する。

(主任及び主任行政専門員)

第13条 [略]

(主幹)

第14条 医師支援推進室には、必要に応じて、主幹を置くものとする。

2 主幹は、上司の命を受け、室の重要事項についての調査、企画及び立案に参画する。

(副主幹)

第15条 医師支援推進室には、必要に応じて、副主幹を置くものとする。

2 [略]

(主事及び行政専門員)

第16条 [略]

(代決)

第17条 [略]

(専決)

第18条 医師支援推進室の分掌事務について、保健福祉部長、室長、医師支援推進監及び医師支援推進担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

室長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) 医師支援推進監、特命参事、総括企画指導監及び企画指導監の休暇その他の服務に関すること。

(4) 医師支援推進監、特命参事、総括企画指導監及び企画指導監の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。

(5) 医師支援推進監、特命参事、総括企画指導監及び企画指導監の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(6) 医師支援推進監、特命参事、総括企画指導監及び企画指導監の宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること(知事の権限に属する事務に限る。)

(7)・(8) [略]

[略]

2 [略]

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則・規程は、令和6年4月1日から施行する。